

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

番 号
令和5年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 仙台市交通政策推進協議会
住 所 仙台市青葉区国分町3-7-1
代表者氏名 ○○ ○○

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業（令和5年度事業分）に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和5年6月〇日

(名称) 仙台市交通政策推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、将来に向け、鉄道を最大限に活かすためにこれまで鉄道駅へのフィーダーバスの結節に加え、都心直行型のバスを主な移動手段とする地域におけるバス幹線軸の形成や、地域交通による移動手段の確保・充実など、過度に自家用車に依存しない質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現に取り組んできた。

その一方で、人口減少や高齢化等が進む中、「公共交通カバー圏域の維持や公共交通によるアクセス利便性の確保」、「マイカーを持たない世代や高齢者等への移動手段の確保」などの課題があったことから、質の高い公共交通を中心とした持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）」第五条に基づき、『仙台市地域公共交通計画（令和4年3月）』を策定した。

この仙台市地域公共交通計画では、路線バスの運行状況や沿線人口密度等を踏まえ、路線バスのネットワークについてエリア設定を行い、公共交通ネットワーク図として整理しているが、郊外等で人口が点在していること等から輸送需要の確保が課題と考えられるエリアを『みんなで育む多様な交通確保エリア』として位置付けており、このエリア内では、山村振興法第7条第1項に基づく振興山村地域や、路線廃止等により交通不便地域に指定されている地域などもある。

そのため、通勤・通学・通院・買物等、日常生活に必要不可欠な目的のために、地域住民が主体となって試験的に地域の移動手段を確保している地区もあるが、令和5年4月より、青葉区新川地区の『ハツ森号』、太白区坪沼地区の『つぼぬま号』の本格運行が開始されることから、地域公共交通確保維持改善事業により、当該乗合タクシー（『ハツ森号』及び『つぼぬま号』）を維持することで、住民の生活交通手段を確保する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標****【つぼぬま号】**

利用者数を 674 人以上（直近年度の実績 655 人）とする。

利用者満足度を 90%以上（直近の実績 100%）とする。

【ハツ森号】

利用者数を 1970 人以上（直近年度の実績 1915 人）とする。

利用者満足度を 90%以上（直近の実績 88.9%）とする。

（仙台市地域公共交通計画 P6-2 参照）

(2) 事業の効果

地域交通を維持することにより、新川地区と坪沼地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、地域間交通ネットワークと連携することで、外出促進や地域の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>地域交通を運営する地域組織における、普及啓発に係る利用促進策（運行計画の見直し、ポスターやリーフレットの作成等）への支援</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会を開催し、実績に応じた利用促進策を検討（地域組織・市） ・ 広報紙を活用したモビリティマネジメントの実施（市・地域組織）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
別添「表1」のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る地域交通について、その運行に係る費用総額 7,066,680 円のうち、本市から地域への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 満足度について、利用者アンケート（車内聞き取りやアンケート箱の設置による意見聴取）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
別添「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和元年6月 ～ 略 ～	協議会設立
令和3年6月 ～ 略 ～	地域公共交通計画等について協議
令和4年3月 ～ 略 ～	仙台市地域公共交通計画最終案について合意
令和4年11月	仙台地地域公共交通利便増進実施計画案等について協議
令和5年3月	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
	仙台地地域公共交通利便増進実施計画について合意
	交通不便地域の申請について合意
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告

19. 利用者等の意見の反映状況

本市では、仙台市交通政策推進協議会とは別に道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議を有しており、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を審議している。

また、地域住民が主体となった乗合タクシーについては、町内会や福祉団体等で組織する地域組織を設立のうえ運行にあたっているが、この地域組織において利用者等の意見を聞いた上で具体的な運行計画を検討しており、その後、地域組織から附議され地域公共交通会議において審議・承認がなされた運行計画の内容を本計画に記載している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 仙台市青葉区二日町 12-34

(所属) 都市整備局地域交通推進課

(氏名) 梅内 一樹

(電話) 022-214-8359

(e-mail) tos009180@city.sendai.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	122	972			区域運行	②(2)	宮城交通停留所「生出 中学校前」	①
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	146	1,258			区域運行	②(1)	JR仙山線「作並駅・愛 子駅・陸前落合駅」	①
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	240	1,916			区域運行	②(2)	宮城交通停留所「生出 中学校前」	①
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	289	2,488			区域運行	②(1)	JR仙山線「作並駅・愛 子駅・陸前落合駅」	①
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	241	1,924			区域運行	②(2)	宮城交通停留所「生出 中学校前」	①
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	290	2,506			区域運行	②(1)	JR仙山線「作並駅・愛 子駅・陸前落合駅」	①
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

利用方法

利用は簡単な3ステップ! どなたでもご利用出来ます。

1



つぼめま号の予約をしたいのですが...

利用したい日付、便、行先が決まりましたら、
予約連絡先 KM 仙台タクシー株式会社 (022-244-3131)
へ電話をし、「つぼめま号の予約です。」とお伝え下さい。
その後、ご希望の便と時刻、乗降場所、人数をお答え下さい。

例: 会員番号〇〇〇〇番 □□です。4月3日の4便でヨークベニマル茂庭店まで、5便でヨークベニマル茂庭店から利用したいので、予約をお願いします。

2



お迎えの時間を告げられます。
その後、予約時間になりましたら、**自宅前(または各施設の乗降場所)**
でお待ちください。

例: それでは、11:40にご自宅まで、13:30にヨークベニマル茂庭店までお迎えにあがります。変更やキャンセルがある場合は前日の4月2日の17:00までをお願いします。
他に予約が入ってお迎えの時間変更する場合、ご連絡用の電話番号に改めてご連絡いたします。

3



はい、100円だよ。

乗車したら、運賃を現金、または回数券にてお支払いください。
※回数券は車内にて販売しております。
他の利用者宅などを回って、目的地まで運行します。

〔予約受付時間〕 1 ~ 4 便 : 利用する前日の17:00まで
5 ~ 8 便 : 利用する当日の12:00まで

※お早目のご予約にご協力ください。

ご協力をお願いします

※「つぼめま号」の時刻表は、複数人の予約者が乗り合う都合上、予約状況によって運行経路が異なり予定より早く到着することがありますので、目安の時刻となります。

※道路の混雑状況等により、予定通りに運行できない場合もございますので、表記時刻の前後10~15分程度の余裕を見て下さい。

※ご指定の場所で待ってられない場合他の予約場所に移動します。



※積雪時はご自宅前での乗降ができない場合があります。
※天候、交通事情等により、止むを得ず運行を中止する場合があります。

お問い合わせ

運営主体: 坪沼乗合タクシー運営協議会
運行事業者: **KM 仙台タクシー株式会社**
支援機関: 仙台市都市整備局 地域交通推進課

電話 **022-244-3131**
電話 **022-214-8495**



つぼめま号のご案内



坪沼地区と茂庭地区を結ぶ、誰でも利用できる
予約制の乗合タクシーです。

坪沼乗合タクシー運営協議会

令和5年4月版



〔予約の受付〕電話で簡単に予約できます!

利用する場合は、「行き」「帰り」ともに**電話による事前予約制**です。

KM仙台タクシー株式会社(つぼめま号予約センター)
(022-244-3131)へ電話をします。

※平日のみの運行となります

〔予約受付〕1~4便: 利用する前日の17:00までにご予約ください。
5~8便: 利用する当日の12:00までにご予約ください。
(お早目のご予約にご協力ください。)



〔乗降場所〕「ご自宅前」から「目的地」近くまでを直接結びます!

坪沼地区(デマンド区域 ※見開き参照)では自宅の前で、デマンド区域外では施設の駐車場等に設置した「乗降ポイント」で乗降できます。乗降ポイント同士での乗降はできません。

※回数券は「つぼめま号」の車内で運転手が販売しておりますので、ご購入の際にはお申し付けください。



〔運賃〕

		運賃	回数券
仙台市内にお住いの方	一般乗車運賃	400円	4,000円(12回分)
	70歳以上・障害者等運賃	100円	1,000円(10回分)
仙台市外にお住いの方		400円	4,000円(12回分)

とてもお得な運賃制度があります!

70歳以上・障害者等運賃

70歳以上の高齢者や、障害者等を対象としたお得な運賃制度です!

※乗車する際、敬老乗車証、下記の身分証明書、障害者手帳等を運転手へご提示下さい。

70歳以上の方	障害者等
<ul style="list-style-type: none"> ●年齢 70歳以上であることがわかる顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転経歴証明書等) ●敬老乗車証 	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●仙台市障害者き章、又は、き章証票 ●ふれあい乗車証

乗降場所

- 坪沼地区内のデマンド区域（板橋、根添、中沖、北町内会）は、どこでも乗降・移動可能です。
- 生出中学校付近は下記4箇所の乗降ポイントで乗降できます。乗降ポイント間の乗降はできません。



乗降場所

青色部 の範囲では乗降は自由ですが、青色部以外では、**赤色** の上記4か所でのみ乗降できます。

●は主要施設です。乗降場所を示すものではありません。

出典：電子地形図(国土地理院)を加工して作成

時刻表

平日予約時のみ運行

※土・日・祝日及び、お盆期間中（8/13～15）、年末年始（12/29～1/3）は運休します。



	往路 (坪沼地区⇒生出中学校付近)	復路 (生出中学校付近⇒坪沼地区)
1便	8:15 ~ 8:45 発 ⇒ 9:00 着	
2便	9:15 ~ 9:45 発 ⇒ 10:00 着	
3便		11:00 発 ⇒ 11:15 ~ 11:45 着
4便	11:15 ~ 11:45 発 ⇒ 12:00 着	
5便		13:30 発 ⇒ 13:45 ~ 14:15 着
6便	13:45 ~ 14:15 発 ⇒ 14:30 着	
7便		16:10 発 ⇒ 16:25 ~ 16:55 着
8便	16:25 ~ 16:55 発 ⇒ 17:10 着	
備考	生出中学校付近の 到着時刻 を固定	生出中学校付近の 出発時刻 を固定



利用方法 利用は簡単な4ステップ! どなたでもご利用出来ます。



ハツ森号の予約をしたいのですが...



1. 利用したい日付、便、行先が決まりましたら、**相互タクシー株式会社 (ハツ森号予約センター) (022-226-1641)** へ電話をします。
 ※受付時間・時刻表は別紙をご参照ください。
 ※時間帯によっては「話し中」の場合がございますので、その際は、しばらく時間を置いておかけ直してください。
 ●電話がつながったら、はじめに「**ハツ森号の予約です。**」と教えてください。電話の指示に従って、ご希望の便と時刻、乗降場所、人数をお答えください。

利用登録
伝える内容を簡略化できます!



2. 予約時間になったら、「自宅前」または「乗降ポイント」でお待ちください。
 ※予約状況により、お迎えの時間変更の連絡を前日にさせて頂くことがあります。



3. 乗車したら料金を払うか、回数券を使用します。
 ※回数券は、車内に販売しております。



4. 他の利用者宅、「乗降ポイント」を回りながら、目的地へ向かいます。

Q. デマンド交通がよく分からないのですが?

A. デマンド交通とは、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態をいいます。



[お問い合わせ]

- 運営主体: 新川地区地域交通運営検討会
- 運行事業者: 相互タクシー株式会社 電話 022-226-1641
- 支援機関: 仙台市都市整備局 地域交通推進課 電話 022-214-8359



「ハツ森号」で快適にお出かけしてみませんか!



ハツ森号は、自宅近くで乗車し、途中で他の利用者と乗り合って、目的地に近い乗降ポイントまでお運びする、デマンド型の乗合タクシーです。

〔予約の受付〕 電話で簡単に予約できます! (**誰でも利用可能**)
 相互タクシー株式会社 (ハツ森号予約センター)
022-226-1641

〔運行区域〕 内面をご参照ください。

〔予約の受付〕 平日 7:00 ~ 16:00、土・日・祝は 7:00 ~ 12:00

〔運行時刻表〕 **別紙参照**

〔運行日〕 **平日及び土運行(日・祝運休)**
 ※年末年始(12月29日~1月3日)は運休します。

〔運賃〕

	新川地区⇄作並温泉~熊ヶ根駅	新川地区⇄アルペロ~愛子駅方面
一般乗車運賃 ▶	500 円	800 円
回数券(11枚綴り) ▶	5,000 円	8,000 円
70歳以上・障害者等運賃 ▶	100 円	160 円
回数券(5枚綴り) ▶	500 円	800 円
複数予約割引運賃 ▶	400 円	600 円

70歳以上・障害者等運賃の適用を受けるには、身分証明書もしくは障害者手帳等をご提示ください。

70歳以上・障害者等運賃で提示できるもの

70歳以上の方	障害者等
●年齢 70歳以上であることがわかる顔写真付きの身分証明書 (マイナンバーカード・運転経歴証明書等) ●敬老乗車証	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●仙台市障害者き章、又は、き章証票 ●ふれあい乗車証

複数予約割引運賃

2人以上で予約されますと、割引運賃が適用されます。
 ※70歳以上の方や障害者の方等は、「70歳以上・障害者等運賃(上記)」が得です。



「ハツ森号」運行ルート

令和5年4月現在

○ 乗降ポイント

※積雪時や荒天時には、やむを得ずご自宅前での乗降ができない場合がありますのでご了承ください。(ご予約の際に確認頂けると確実です)

愛子方面が
すごく便利になって
いるんだね。



30ヶ所の乗降ポイントがあるよ!
ぜひ利用してね!!

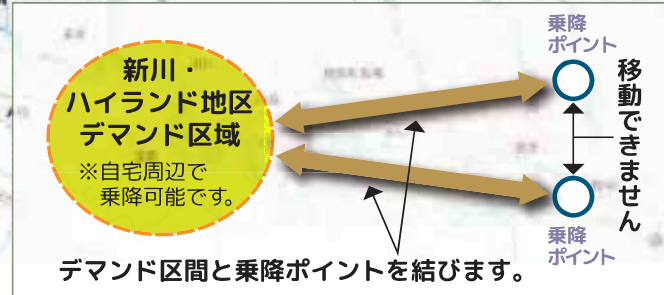
自宅周辺で
乗降ができます

●愛子方面の乗降ポイント



乗降ポイントは2階
駐車場です。
降車のみなら1階
でも可能です(予約
時にお伝え下さい)

●ハツ森号の運行ルール



利用者のニーズに応じて乗降ポイント以外で自由に乗り降り出来る区域をデマンド区域といいます。

「ハツ森号」 下り時刻表

●ご予約は **相互タクシー株式会社**
(ハツ森号予約センター)
022-226-1641

※時刻は、前後10分
程度の余裕を見て
お待ちください。

予約締切
希望日の**前日16:00**まで

予約締切
希望日の**当日11:00**まで

土曜日は1,2便及び9,10便のみ運行します。※土曜のその他の便はございません。

※土・日・祝の電話受付は12:00までです。ご注意ください。

乗降ポイント

乗降ポイント	予約締切 希望日の前日16:00まで				予約締切 希望日の当日11:00まで		
	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便
陸前落合駅	7:00	8:00	10:00	11:30	14:00	16:00	18:00
みやぎ生協							
愛子駅	7:10	8:10	10:10	11:40	14:10	16:10	18:10
ヨークベニマル 仙台愛子店							
広瀬体育館							
白沢車庫	7:20	8:20	10:20	11:50	14:20	16:20	18:20
早川医院(白沢駅前)							
セブンイレブン熊ヶ根店 (熊ヶ根駅)	7:30	8:30	10:30	12:00	14:30	16:30	18:30
ハイランド地区	7:40	8:40	10:40	12:10	14:40	16:40	18:40
新川地区	7:50	8:50	10:50	12:20	14:50	16:50	18:50
作並駅							
ラサント	8:00	9:00	11:00	12:30	15:00	17:00	19:00

「ハツ森号」 上り時刻表

●ご予約は **相互タクシー株式会社**
(ハツ森号予約センター)
022-226-1641

※時刻は、前後10分
程度の余裕を見て
お待ちください。

予約締切
希望日の**前日16:00**まで

予約締切
希望日の**当日11:00**まで

土曜日は1,2便及び9,10便のみ運行します。※土曜のその他の便はございません。

※土・日・祝の電話受付は12:00までです。ご注意ください。

乗降ポイント

乗降ポイント	平日				土曜日		
	2便	4便	6便	8便	10便	12便	14便
ラサント	8:00	9:00	11:00	12:30	15:00	17:00	19:00
作並駅							
新川地区	8:20	9:20	11:20	12:50	15:20	17:20	19:20
ハイランド地区	8:30	9:30	11:30	13:00	15:30	17:30	19:30
セブンイレブン熊ヶ根店 (熊ヶ根駅)							
早川医院(白沢駅前)	8:40	9:40	11:40	13:10	15:40	17:40	19:40
白沢車庫							
広瀬体育館							
愛子駅	8:50	9:50	11:50	13:20	15:50	17:50	19:50
ヨークベニマル 仙台愛子店							
みやぎ生協							
陸前落合駅	9:00	10:00	12:00	13:30	16:00	18:00	20:00

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

(R5年度事業分)

市区町村名	仙台市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	92,239
交通不便地域等	50,234

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
49,863	新川地区	山村振興法第七条
371	坪沼地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
仙台市地域公共交通計画	令和4年3月	
仙台市地域公共交通利便増進実施計画	令和5年3月	-

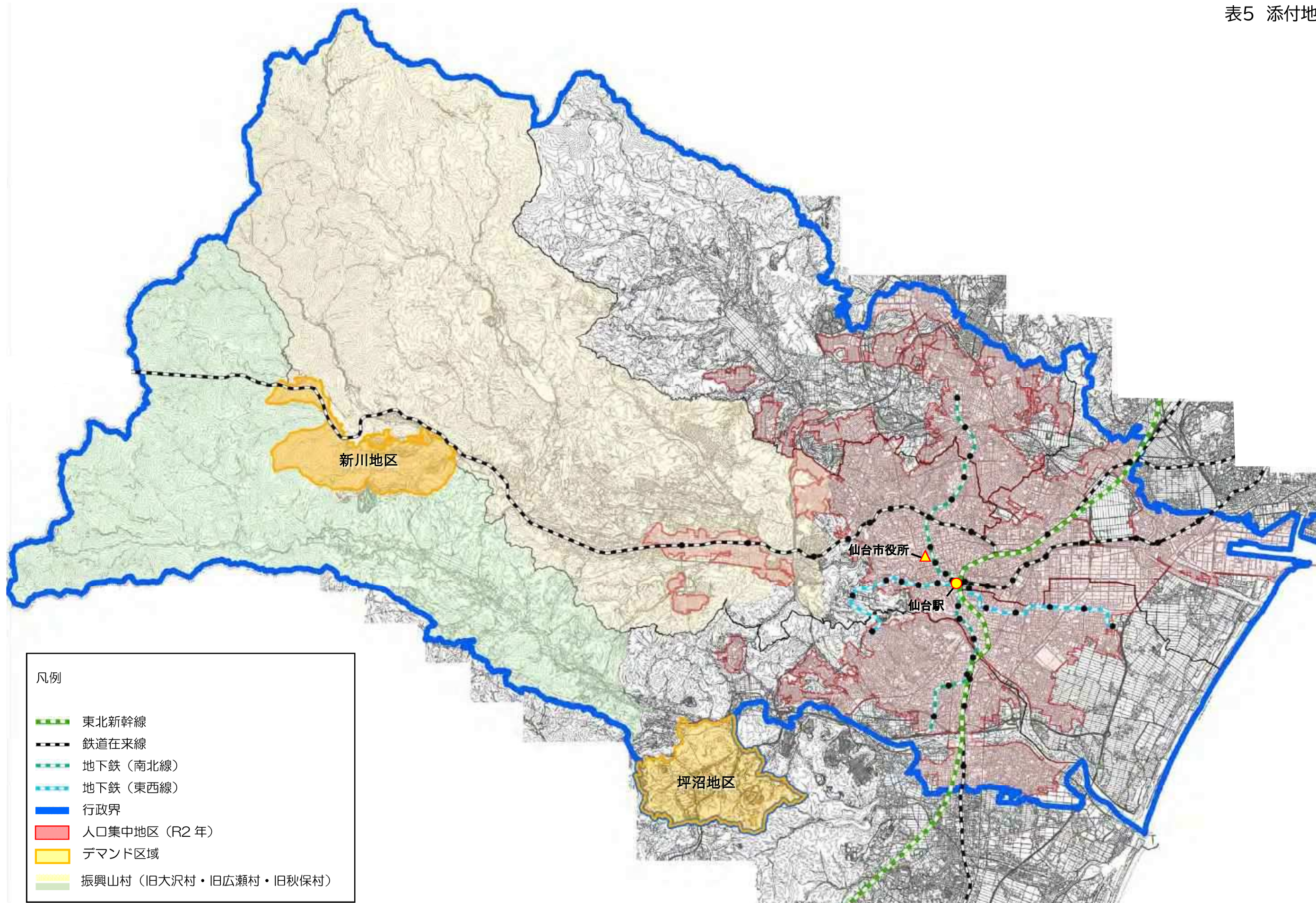
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付地図



【R5年度】(1)つぼぬま号

		日	月	火	水	木	金	土		
令和4年	10月									
	11月									
	12月									
	令和5年	1月								
2月										
3月										
4月										
		2	3	4	5	6	7	8		
		9	10	11	12	13	14	15		
		16	17	18	19	20	21	22		
		23	24	25	26	27	28	29		
		30								
5月			1	2	3	4	5	6		
		7	8	9	10	11	12	13		
		14	15	16	17	18	19	20		
		21	22	23	24	25	26	27		
		28	29	30	31					
6月							1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10		
		11	12	13	14	15	16	17		
		18	19	20	21	22	23	24		
		25	26	27	28	29	30			
7月									1	
		2	3	4	5	6	7	8		
		9	10	11	12	13	14	15		
		16	17	18	19	20	21	22		
		23	24	25	26	27	28	29		
		30	31							
8月				1	2	3	4	5		
		6	7	8	9	10	11	12		
		13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26			
	27	28	29	30	31					
9月						1	2			
	3	4	5	6	7	8	9			
	10	11	12	13	14	15	16			
	17	18	19	20	21	22	23			
	24	25	26	27	28	29	30			
		日	月	火	水	木	金	土	計	
平日・土日		25	23	25	24	25	24	25	171	
祝日		0	2	0	1	1	2	2	8	
年末年始等		1	1	1	1	0	0	0	4	

凡例	...	日曜
	...	平日(月~金)
	...	土曜
	...	祝日
	...	年末年始等

183(年間)

	日	平日					土	祝日	年末年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
		月	火	水	木	金						
往路	(回/日)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0				121	605.0	
	(回/年)	0.0	115.0	125.0	120.0	125.0	120.0	0.0	0.0	0.0		
復路	(回/日)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0				121	363.0	
	(回/年)	0.0	69.0	75.0	72.0	75.0	72.0	0.0	0.0	0.0		
(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。										121	968.0	

【R5年度】(2)ハツ森号

		日	月	火	水	木	金	土	
令和4年	10月								
	11月								
	12月								
令和5年	1月								
	2月								
	3月								
	4月								
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
		30							
	5月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	6月						1	2	3
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30		
	7月								1
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
		30	31						
	8月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
20		21	22	23	24	25	26		
27		28	29	30	31				
9月						1	2		
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		25	23	25	24	25	24	25	171
祝日		0	2	0	1	1	2	2	8
年末年始等		1	1	1	1	0	0	0	4

凡例	■ ... 日曜
	■ ... 平日(月~金)
	■ ... 土曜
	■ ... 祝日
	■ ... 年末年始等

183(年間)

	日	平日					土	祝日	年末年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
		月	火	水	木	金						
往路	(回/日)	5.0	4.0	6.0	4.0	5.0	2.0			146	629.0	
	(回/年)	0.0	115.0	100.0	144.0	100.0	120.0	50.0	0.0	0.0		
復路	(回/日)	5.0	4.0	6.0	4.0	5.0	2.0			146	629.0	
	(回/年)	0.0	115.0	100.0	144.0	100.0	120.0	50.0	0.0	0.0		
(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。										146	1258.0	